

農作物栽培高度化施設の敷地は引き続き農地評価となります

制度概要

一部改正された「農地法」が平成30年11月6日に施行されました。これにより、農作物栽培高度化施設の用に供する土地は、届出前の生産緑地農地又は市街化区域農地としての評価・課税が継続されます。

※施設内に販売所を設置する場合などは、農地評価・課税が継続されないことがあります。

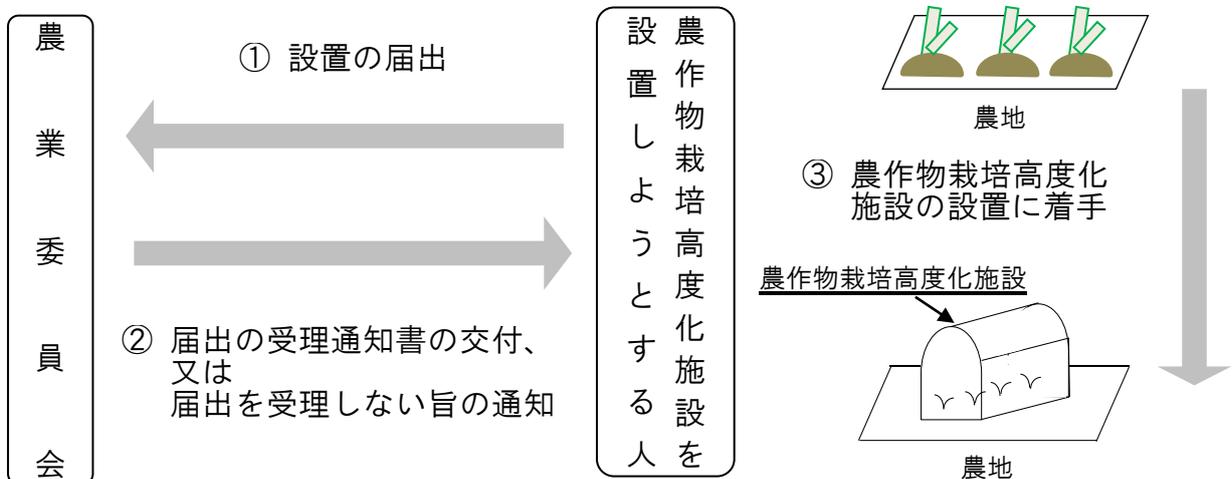
★「農作物栽培高度化施設」とは

農作物の栽培の効率化または高度化を図るための施設のことです。具体的には、

- ① 農地に高設棚を設置して行う養液栽培
- ② 移動用カートや収穫ロボットの導入
- ③ 環境制御の農業用ハウスの導入等

といった農作物の収量や品質の向上、農作業の効率化、労働力不足の解消を図るための施設を想定しています。

農作物栽培高度化施設の設置までの流れ



① 改正法施行前に農業用ハウス等の施設を設置した場合、農地評価となるのか？

農作物栽培高度化施設の対象となるのは、農業委員会への届出の時点において農地となっているものに限られます。そのため、改正法施行前に設置された農業用ハウス等の施設については、農作物栽培高度化施設の対象とならず、農地評価にはなりません。

② 農作物栽培高度化施設の設置の届出が受理されたが、底面をコンクリートで覆う工事に着手していない場合、土地の評価はどうなるのか？

引き続き耕作が行われている場合は、農地として評価します。ただし、届出が受理された後、相当期間工事に着手しておらず、かつ、雑草等が繁茂し容易に農地に復元し得ないような状況となった場合は、雑種地として評価することになります。

③ 農作物栽培高度化施設そのものに対して、固定資産税等は課税されるのか？

農作物栽培高度化施設の設置により、次のとおり課税される場合があります。

不動産登記法で 登記されるべき建物	<u>家屋</u> にあたる …固定資産税・都市計画税・不動産取得税
上記以外の建物 施設内の設備等	<u>償却資産</u> にあたる …固定資産税

～農作物栽培高度化施設に関するお問合せ先～

★設置の届出や設置されるまでの流れについては…

→ご所有の農地が所在する農業委員会へ

★固定資産税等については…

→ご所有の農地が所在する区の都税事務所へ

それぞれお問い合わせください。

